

～社会福祉充実残額は生じていませんか？～

2022.3.15

例年、5月頃に財務諸表等入力シートで算定を依頼している社会福祉充実残額ですが、残額が生じた場合、様々な手続を行う必要があります。そのため、余裕をもって手続ができるように、社会福祉充実残額の有無を簡単に確認できる「社会福祉充実残額の簡易確認シート」を用意しました。

2月分までの決算資料を基に試算し、充実残額が生じる可能性を早めに把握しておいてください。

（3月末）社会福祉充実残額の算定

添付資料「社会福祉充実残額の簡易確認シート」で試算してください。

< 残額が生じた場合 >

0、町田市指導監査課へ連絡

1、社会福祉充実計画原案の策定

2、地域協議会※からの意見聴取

（地域公益事業を実施する場合）

3、公認会計士・税理士等からの意見を聴く

4、理事会・評議員会での承認

5、現況報告書と同時に提出（申請）

6、WAM-NETで公表

< 残額が生じなかった場合 >

残額が生じなかった旨を理事会・評議員会で報告

※地域協議会

○地域公益事業を実施しようとする場合は、その内容及び需要について、住民その他の関係者の意見を聴く必要があります。

○町田市では、町田市社会福祉協議会が設置する地域協議会が意見聴取の場となります。

○社会福祉充実残額が生じた場合は、早めに町田市指導監査課まで、メールまたは電話でご連絡ください。今後の手続きの流れや、計画についてのご案内をします。

○今年度の地域協議会は、6月3日（金）を予定しています。地域協議会に付議する案件がある場合は、**【4月15日（金）まで】**に、町田市指導監査課までご連絡ください。

町田市 地域福祉部 指導監査課（町田市庁舎7階 窓口番号703）

電話 番号：042-724-4094（法人担当）

電子メール：fukushi040@city.machida.tokyo.jp

町田市ホームページ：社会福祉法人の認可・指導（トップページ>医療・福祉）

読んで得する

